

別記様式 13

年 月 日

千葉県知事 様

登録事業者（又は破産管財人）の
住所又は主たる事務所の所在地
商号、名称又は氏名

サービス付き高齢者向け住宅事業に係る廃業等届出書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第 12 条第 1 項又は第 2 項の規定により、
サービス付き高齢者向け住宅事業の廃業等を届け出ます。

記

登録事業者の 所号、名称又は氏名				
登録事業者の住所又は 主たる事務所の所在地				
登録番号		登録年月日	年 月 日	
住宅の名称				
住宅の所在地				
届出 事由	登録事業の廃止 (法第 12 条第 1 項第 1 号)	廃止予定日	年 月 日	
	登録事業者の解散 (合併、破産の場合を除く) (法第 12 条第 1 項第 2 号)	解散予定日		
	破産手続開始の決定 (法第 12 条第 2 項)	破産手続 開始決定日		
備考 (参考事項)				

備考

- 1 廃止および解散の場合、予定日の 30 日前までに届出書を提出すること。
- 2 破産手続開始決定を受けた場合は、破産管財人が、決定日から 30 日以内に届出書を提出すること。
- 3 解散又は破産手続開始の場合にはその事由を証する書類を添付すること。